

平成２８年第１回定例会 総務文教常任委員会審査記録

1	日 時	平成２８年３月３日（木） 午前１０時００分
2	場 所	市役所 第一委員会室
3	議 題	議第１４号 村上市過疎地域自立促進計画の策定について 議第１５号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について 議第１６号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について 議第１７号 村上市行政不服審査会条例制定について 議第１８号 村上市行政不服審査関係手数料条例制定について 議第１９号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について 議第２０号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について 議第２１号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について 議第２２号 村上市情報公開条例の一部を改正する条例制定について 議第２３号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について 議第２４号 村上市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について 議第２５号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について 議第２６号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議第２７号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議第２８号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議第２９号 旧村上市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議第３０号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について 議第３１号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について 議第３２号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について 議第３３号 市有財産の譲与について 議第３４号 市有財産の譲与について 議第３５号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第63号 平成27年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
 議第4号 平成28年度村上市土地取得特別会計予算
 議第5号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計予算

4 出席委員（9名）

1番	鈴木 いせ子 君	2番	大 滝 国 吉 君
3番	富 樫 宇栄一 君	4番	佐 藤 重 陽 君
5番	川 崎 健 二 君	6番	三 田 敏 秋 君
7番	滝 沢 武 司 君	8番	渡 辺 昌 君
9番	小 杉 和 也 君		

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

川 村 敏 晴 君	竹 内 喜代嗣 君	大 滝 久 志 君
山 田 勉 君	片 野 鉄 雄 君	

7 地方自治法第105条による出席者

なし

8 オブザーバーとして出席した者

平 山 耕 君

9 説明のため出席した者

副 市 長	鈴 木 源左衛門君
総 務 課 長	佐 藤 憲 昭 君
同 課 参 事	山 田 和 浩 君
同課人事管理室長	田 村 富 夫 君（課長補佐）
同課危機管理室長	高 橋 雄 大 君（課長補佐）
同課危機管理室係長	五十嵐 博 君
財 政 課 長	板 垣 喜美男 君
同課契約検査室長	大 西 敏 君（課長補佐）

同 課 管 財 係 長	須 貝 直 毅 君
同 課 参 事	竹 内 和 広 君 (企画政策室長)
同課情報化推進室長	中 村 豊 昭 君 (課長補佐)
同課企画政策室係長	田 村 政 和 君
自 治 振 興 課 長	佐 藤 勝 則 君
同課自治振興室長	太 田 秀 哉 君 (課長補佐)
会 計 管 理 者	米 山 聡 君
消 防 長	板 垣 恵 一 君
消 防 本 部 次 長	佐 藤 忠 治 君
消 防 本 部 総 務 課 長	本 間 鉄 雄 君 (課長補佐)
選管・監査事務局長	木 村 正 夫 君
選管・監査事務局次長	佐 藤 直 人 君 (課長補佐)
荒 川 支 所 長	小 川 剛 君 (地域振興課長兼務)
神 林 支 所 長	鈴 木 芳 晴 君 (地域振興課長兼務)
朝 日 支 所 長	齋 藤 泰 輝 君 (地域振興課長兼務)
山 北 支 所 長	五十嵐 好 勝 君 (地域振興課長兼務)
教 育 長	圓 山 文 堯 君
学 校 教 育 課 長	遠 山 昭 一 君
同課教育総務室長	大 滝 寿 君 (課長補佐)
生 涯 学 習 課 長	田 嶋 雄 洋 君
同課社会教育推進室長	山 田 昌 実 君 (課長補佐)
同課スポーツ推進室長	永 田 満 君 (課長補佐)
同課文化行政推進室長	富 樫 秀 之 君 (課長補佐)

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
次 長	小 林 政 一

(午前10時00分)

委員長 (小杉和也君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第14号 村上市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とし、担当課長 (政策推進課参事 竹内和広君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課参事 それでは、議第14号については、村上市過疎地域自立促進計画の策定についてで

ある。現在の計画については、平成 28 年 3 月 31 日で満了することから、平成 29 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画期間といたす新しい過疎計画について、新潟県とこれまで協議を進めてまいった。本年 1 月 19 日付で新潟県のほうから異議なしの回答を受けたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定によって議会のご議決をお願いするものである。別紙の計画書をごらんください。計画書の 1 P から 9 P にかけては、本市の概況から計画期間までということで、基本的な事項についてデータ等を含めて記載してある。10 P からは、2 産業の振興の区分で、（１）といったして現況と問題点、それから 11 P のほうに移ると（２）といったして、それに対するその対策、13 P、14 P については具体的な事業計画を記載している。以降、15 P の 3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進以降、最終の 29 P のその他地域の自立促進に関し必要な事項の区分まで同様なスタイルで掲載してある。なお、参考資料といったして、新潟県との協議時に使った 5 年間の概算事業を掲載した事業計画書、A 4 の横になるが、添付をさせていただいた。本計画に掲載することにより、過疎対策事業債の活用が可能となるわけであるが、現在第 2 次村上市総合計画の策定作業を進めている。平成 29 年度以降の事業については、まだ決定していないので、今回提案している過疎計画への掲載事業については、現在の過疎計画に掲載している継続事業、それから平成 28 年度に新たに過疎債を使う、活用する新規事業、充当を予定している新規事業を基本に掲載させていただいた。今後第 2 次総合計画の策定作業を進めていく中で、新たに過疎債の活用が必要が生じてくると思うので、その場合は平成 29 年 3 月定例会に今回提案している過疎計画の変更計画をまたご審議いただくという予定にしている。以上である。

（質 疑）

滝沢 武司 この 5 年間の計画を協議をして決定していくと、そして実施に移していくという段取りになるのだろうと思うのだけれども、前回の平成 27 年までの、やっぱり 5 年間の計画だったかね。

政策推進課参事 6 年間の計画だった。

滝沢 武司 そうすると、今回は 5 年間ということだね。

政策推進課参事 法律が過疎地域自立促進特別措置法で 5 年間というふうに定められている。

滝沢 武司 この計画の実施に向けて、今最後のほうに第 2 次総合計画とのかかわりで、内容的に変わっていく部分が出てくるのだということになると、これは今年度、平成 28 年度のがどれとどれなのかちょっとわからぬわけだけれども、平成 28 年度として暫定的に受けとめるということで、受けとめていくのだというふうな理解でいいわけか。

政策推進課参事 そのとおりである。

滝沢 武司 過疎債、非常に有効に活用していく、その計画のもとになっているのがこれだということになると思うのだけれども、計画は今のよう提出されるけれども、5 年間な

り6年間の実施した過疎債にかかわる、あるいはこの計画にかかわる報告というか、そういったのは何か形として議会なりに提出されるものか。

政策推進課参事 計画全体では、過疎債を使わない事業も一応盛り込んである。ただ、この計画自体は、実際は過疎対策事業債を申請するのに絶対条件ということで記載している側面がある。この計画自体の進捗状況というものは、年に1度国のほうで調査をしている。今までその報告はしていなかったが、何らかの形で進捗率等を報告の必要があるということであれば、報告できる資料は平成26年度までの分はある。

滝沢 武司 財政課長に聞くけれども、今のようにこののは政策推進課から出ているわけけれども、最終的に今のように過疎債ということになると、過疎債をある年度間どのように活用したか、あるいはそのためにいろいろなこういう事業ができたよというような、そういったまとまった報告というのはこれまで余り見たことないのだけれども、今のように区切りの段階として、そういう計画に基づく、今参事から話があったように、全てが過疎債ではないということではあるけれども、過疎債でどのような事業をどれだけやった、何年度から何年度までやったということの実施計画、二、三年区切りのはよく提案されるので、計画はわかるのだけれども、結果の報告というのはあるものかねというのちょっとおかしいけれども、やることができるのか、あるいはやろうと思うのか。

財政 課長 過疎債に限らず、ほかの起債の関係もそうであるけれども、一応決算の中で起債の関係のことは示してあるけれども、今おっしゃるように過疎債で幾ら幾らというような詳細な説明は今まで出していない。決算であらわしているという。

滝沢 武司 単年度決算だから、予算、決算が。だからそれは今言うとおりでと思うのだけれども、こうやって計画を出した、5年間だったら5年間の計画を出したというような場合に、その5年間の実績はどうかと問われたときに、それに対応し得る資料というのは出す用意があるかということだ。

財政 課長 過疎債、申請から始まって事業実績まで、国、県にそれぞれに報告しているので、その資料はお出しすることはできる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第15号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長(政策推進課参事 竹内和広君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

政策推進課参事 議第 15 号については、関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてである。

本協定については、平成 27 年 7 月 9 日に市議会のご議決をいただいて、7 月 15 日に関川村と調印をいたした。その後、3 市村の各団体の関係者にお集まりいただき、共生ビジョン審議会を開催、ご審議をいただいた後、昨年 10 月 1 日に村上岩船定住自立圏共生ビジョンとして公表し、現在に至っている。今回提案させていただくのは、そのビジョン審議会において、今後 3 市村で連携して進めていったほうがよいというような意見が多くあった事業に関する項目について協定書に追加する必要があるため、村上市議会の議決すべき事件を定める条例第 5 号の規定によって、議会のご議決をお願いするものである。めくっていただいて、別紙にあるが、今回追加する項目については、グリーンツーリズムの推進に係る項目及び林業担い手育成の推進に関する項目である。今後関川村でも議会においての同様の議決をいただいて、今のところ 3 月 24 日付で変更の調印、3 月末に変更後のビジョンの公表を予定している。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 15 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 16 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長（政策推進課参事 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課参事 先ほどの第 15 号と内容については同じである。関川村と栗島浦村の差については、別紙をごらんいただきたいと思います。追加する項目がグリーンツーリズムの推進に関する項目、1 項目のみの協定である。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 16 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 4 議第 17 号 村上市行政不服審査会条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 議第 17 号は、村上市行政不服審査会条例の制定についてである。ここで行政不服審査法の改正について若干ご説明を申し上げたいと思う。救済三法と言われる行政不服審査法が 50 年ぶりの今回改正になった。ポイントは、不服申し立て機構構造の見直し、それから公正性の向上、使いやすさの向上、それから救済手段の充実、拡大というこの 4 つのポイントである。4 つのポイントのうち、最後の救済手段の充実、それから拡大については、行政手続法の一部改正、これは既に平成 27 年の 4 月 1 日で施行済みであるので、これについては施行済みであるということで、この行政不服審査法の改正を受けて関連 2 法も改正があった。1 つは、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、これが後ほど提案されている議第 19 号のものになる。それから、関連法の 2 つ目であるが、行政手続法の一部を改正する法律、先ほど申し上げたように、これは平成 27 年の 4 月 1 日に改正済みである。それで、今回議第 17 号の審査会の条例であるが、この条例については、その行政不服審査法の改正に伴って、新たに審議員による審議手続、この審議員と申すのは、関与しない職員 1 名ということになるが、これの手続や第三者機関、この第三者機関が行政不服審査会に該当いたす。により設けるものである。これによって、審査長、審査長というのは市長になるが、審査長の諮問について審議する第三者機関である村上市行政不服審査会を市の附属機関として設置する必要があるため、その組織及び運営について条例を定めるものである。以上である。

（質 疑）

滝沢 武司 今議第 17 号なのだけれども、あとずっと見ると 24 号までこの関連する議案というふうに受け取ったのだが、それでよろしいか。

総務 課長 そのとおりである。

滝沢 武司 そうすると、今行政不服審査委員会ということを立ち上げるために、この村上市にとって特に第 2 条の審査会の仕事の内容というか、そこには所管事務ということになっているけれども、特にどんなことがこれまでのいろんな動きの中で想定されるか。1 つ、2 つでいいけれども、こういうことを不服審査会では委ねられているのだよという例があったらお伺いしたいということだ。

総務 課長 まず、手続といおうか、今までは異議申し立てという前置主義で異議申し立てを行って、その後審査に入るといったことなのだが、その異議申し立てを省いて審議委員に

対して審査請求を行うと。この審議委員が諸条件を把握、または整理して審査長、要するに市長に案をお出しするということになる。受けた市長は、その審査請求に基づいて、こういうことでその請求について回答及び報告及び通知してよろしいだろうかということをその第三者機関である審査会に諮問を行って答申を受けると、その答申を受けたものを参考にして、市長が審査請求に回答なり説明を行うという格好になる。それで、今までの具体的な事例はどういうものがあるかという、例えば開示請求だとか個人情報公開条例等の規定によって開示請求等あったわけであるが、いずれの事案も軽微な事案であって、この法律で言う審議委員の手続を経ない案件が多かったというか、審議委員を通すような議件はなかったということで、過去の事例としてはそういった事例はないのだが、今後想定されるのは具体的に想定される議案については、担当の係長から答弁いたさせる。

危機管理室係長 説明させていただく。具体的に今後出るであろう事案は何かということであるけれども、今ほど課長から申し上げたとおり、行政不服審査法に基づく審査請求になるわけだけれども、後ほど出てくるが、情報公開条例に基づく行政文書の公開決定だとか、個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定については適用除外ということになるが、処分性のあるもの、公権力の行使による処分性のあるものについて、その処分を受けた人が不服ある場合は全てこの対象になる。具体的には、1例、2例申し上げますと、例えば生活保護の保護の決定に対して、それに不服ある場合については行政不服審査法に基づいてその処分をした審査庁に不服の申し立てができることになるし、そのほか施設の利用申請等についてのものとか、許認可関係のものについて不服があるものについては、行政不服審査法は全ての不服申し立て制度の一般法になるので適用になると、そんなことになる。以上だ。

滝沢 武司 法に基づいて、行政委員会をそれぞれ設置しなければならないというものもあるのだけれども、例えば人事委員会のように県で委託をして所管する事務を行っていくというような、村上市の場合は人事委員会は委託をしているという格好あるのだが、これはそういう委託とか何とかでなくても、全部の自治体にはこれを設けなさいという縛りがあるわけか。

総務 課長 今ほど係長から申し上げた行政不服審査会に係るものと、それから各個別の条例、法令に基づいて、例えば情報公開条例だとか保護条例については、審査会、審議会の規定がある。規定があるものについては、この行政不服審査法によらないで、独自で行うことができるというものがあって、全てにこの行政不服審査法の適用を受けると、該当するというものではない。なお、人事院の関係であるけれども、村上市は人事委員会の持っていない。持っていないので、国のこれは通知等で、国の人事院または県の人事委員会の決定を参考にしなさいということで、村上市の場合は県の人事院の例えば勧告だとかということで、それを倣って処理をしている。

滝沢 武司 さっきお話ししたように、幾つもの条例にかかわるものだから今のような聞き方にな

るのかなと自分自身思うのだけれども、私が聞きたいのはこの委員会というのは、今のように国なり県なりに委託をするとかということとはできない性格なものであって、必ず自治体ではこの法の今回の改正も含めて設置しなければならないものなのだと、そういう委員会なのかということだったのだ。

総務 課長 大変失礼した。設置しなければならないものである。

三田 敏秋 なかなかこの委員の方3名ということであるけれども、やっぱり法律的に相当あれで、一般の方々が委員になるということは、ちょっと私ども考えにくいのだけれども、どういう方が委員になれるのだろうか。

総務 課長 今考えているのは、新潟県の弁護士会からお一人、それから新潟県の行政書士会からお一人、それから関東信越税理士会からお一人をお願いしたいと考えている。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 17 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 5 議第 18 号 村上市行政不服審査関係手数料条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案についても、議第 17 号と同様に、行政不服審査法の全部改正に伴うものである。新制度においては、審査請求事件の手続において処分庁から審査庁に提出された書類等の今までは閲覧だけであったが、写しの交付を求めることができるようになった。そこで、これらの写しの交付に係る手数料の額、徴収方法、減免に関する手続等について定める必要があるため、新たに条例を整備するものである。以上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 18 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 6 議第 19 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを

議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案についても、議第 17 号と同様であって、行政不服審査法の全部改正に伴うものである。先ほどポイントで申し上げたように、現制度では処分庁に対する不服申し立てについて、審査請求のほかに上級庁がない場合、上級庁がないわけであるが、異議申し立てする区分があった。新制度においては、これらの不服申し立ての種類を原則として、審査の請求に一元化するものである。であるので、異議申し立ての前置主義は、ここではなくなるということである。そして、新制度においては採決ということになるわけである。また、現行制度においては、不服申し立てすることができる期間、これは従前 60 日間であったが、新しい制度では3カ月、90 日となる。これらの改正法の施行にあわせて用語を整理するとともに、条例の改正を一括して行うものである。以上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 19 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

｜ 日程第 7 ｜ 議第 20 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案については、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例改正が必要になる 4 つの条例において、文言の改正や項ずれを改めるもの及び項目を追加するものである。以上である。

（質 疑）

滝沢 武司 条例の内容でない。表現の関係で、村上市公益的法人等への職員の派遣とあるが、どういう職員をこれは捉えたらいいのだろう。

総務 課長 この公益法人というのは、公社だとか公益法人、その他の公益法人等を一般的に指すわけである。具体的には、イヨボヤの里開発公社だとか、そういった公社等の派遣になる。

滝沢 武司 イヨボヤの公社、ほかにある。
総務 課長 社会福祉協議会等がある。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 20 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第 21 号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 米山 聡君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

選管・監査事務局長 それでは、議第 21 号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてである。今ほど行政不服審査法についてご説明、また議案の話があったが、行政不服審査法の適用が個別法に特別の定めがある場合を除くということになっていて、今回この固定資産評価審査委員会については、地方税法及び村上市税条例に基づき設置されているものである。それで、この行政不服審査法の個別の特別定めがある場合に該当するわけである。また、地方税法の改正によって、固定資産評価審査委員会の審査の決定手続を行政不服審査法の規定を準用するとなっていて、今回この改正をさせていただいた。主な改正内容は、手数料や減免について新たに規定を設置した。また、審査の手続等をこの行政不服審査法に準じて改正をしたところである。以上、説明終わる。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 21 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 9 議第 22 号 村上市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案についても、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申し立て構造の見直し等に伴う用語の整理、行政文書の公開決定にかかわる審査請求について、改正法における審議員による審議手続を適用除外とする規定の追加及び不作為事件、不作為事件というのは要するに法、条例に基づいて手続を行ったにもかかわらず、行政が怠けてしなかったということが不作為等の事件であるが、これを諮問対象に追加するため規定を改正するものである。また、現行規定では行政文書の公開を請求できるものを市民等に限定しているところなのであるが、これを市民等にかかわらず、何人も請求できるよう公開請求者を改正するもの及び公益上の理由による実施期間の裁量的公開ができるよう規定を加えるため、所要の改正を行ったものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 22 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 10 議第 23 号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 本案についても、行政不服審査法の全部改正に伴うものであって、不服申し立て構造の見直し等に伴う用語の整理、保有個人情報の開示決定に係る審査請求について、改正法における審議員による審議手続を適用除外とする規定の追加及び不作為事件を諮問対象に追加するため、改正を行うものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 23 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 11 議第 24 号 村上市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 これについても、村上市個人情報公開条例及び村上市個人情報保護条例に係る審査請求事件に対する調査審議手続について改正するものであって、これも行政不服審査法の改正によるものである。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 24 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 12 議第 25 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 佐藤勝則君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

自治振興課長 それでは、議第 25 号の提案理由を説明させていただく。議第 25 号では、議第 34 号市有財産の譲渡についてにも提案しているが、平成 21 年に定めた行政改革大綱の施設見直し計画に基づき、これが平成 28 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が終了する黒田集会施設を関係する集落に移譲することに伴い、また堤下団地集会所は他の集会施設と異なり、自治会への移譲が難しいことから、村上市市営住宅条例第 2 条第 3 号の共同施設の取り扱いとするため本条例から削除するものだ。以上、説明終わる。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 25 号につい

ては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 13 議第 26 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案については、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例中の項ずれを改正するもの及び学校教育法の改正に伴って文言を追加するものである。以上である。

（質 疑）

滝沢 武司 第 8 条の 3 の第 1 項第 2 号に、「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるが、このまたはの後の特別支援学校の小学部というのはわかるのだけれども、普通の小学校に相当する義務教育学校の前期課程というの、村上市の場合どこを指すわけだ。

総務 課長 残念ながら、村上市にはない。

滝沢 武司 ないよね。やっぱりないのも文言の中に入れなければならぬのかということだ。

総務 課長 今ないからといって入れないというわけではなくて、今後そういうこともあり得るだろうということも想定の上で、一応記載している。

滝沢 武司 具体的にどういうのをいうかと言ってくだされば、もっとわかるのではないか。

総務 課長 小中一貫校が該当するのかなというふうに考えている。

教 育 長 小中一貫校の本当の校舎も一緒で行う学校、これを義務教育学校というふうに名称が新たになっている。これを指している。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 26 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 14 議第 27 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案については、現在開会中の国会で国の特別職給与法の改正が成立したことから、改正後の国の特別職の期末手当の支給月数に準じ、本市議会議員の期末手当の支給

月数を 0.05 月分引き上げるものである。なお、ご説明、詳細つけ加えると、平成 27 年の 12 月の期末手当を 0.05 カ月分引き上げて、議決後速やかに支払い手続に入りたいと思っている。その後、平成 28 年度は 6 月と 12 月の期末手当を合わせて 0.05 月引き上げるわけであるので、6 月が 0.02 月、それから 12 月も 0.02 月引き上げると、結果的には平成 27 年の 12 月の期末手当、0.05 カ月引き上げるわけだが、平成 28 年度においては 12 月分はその平成 27 年の 12 月と比べると 0.025 月分減ると、トータルには変わらないということである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 27 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 15 議第 28 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定ついてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 本案についても、議第 27 号と同様に、改正後の国の特別職給与法の期末手当の支給月数に準じ、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げるものである。また、市長及び副市長の給与月額については、さき 1 月に開催いたした特別職報酬等審議会から引き上げの答申をいただいたので、その答申に基づき平成 28 年 4 月 1 日から引き上げるものである。以上である。

(質 疑)

滝沢 武司 手当て部分の引き上げというのは、これは横並びだから理解するけれども、2 条第 1 項 1 号の関係だ。市長、副市長の報酬が 5,000 円ないし 4,000 円引き上げるとのことだ。翻ってみると、平成 20 年の合併のときに旧村上市に横並びということで市長、副市長、それから教育長もそうだし、議員もそうだ。ただ、報酬等審議会の答申について、あれは諮問したことから始まるのかもしれないけれども、諮問と答申というのが一切我々に知らされていないと、それでここに来て条例改正、一部改正だよということになっているわけ。まず第 1 点目は、報酬等審議会に今年度はどのような内容の諮問をしたのかという点をお聞かせください。

総務 課長 人事管理室長に答弁いたさせる。

人事管理室長 今年度の報酬審議会への諮問については、市長、副市長の給料月額についてお諮りして諮問している。

滝沢 武司 そうすると、例えば教育長とか、あるいは議員とか、そういったことについては諮問としては触れていないという理解か。

人事管理室長 触れていない。

滝沢 武司 その理由は何だ。

人事管理室長 まず、教育長については、まだ特別職ではないので、報酬審議会の審議の対象になっていない。それから、議員の関係については、市長部局のほうから提案というか、審議をお願いするというふうな諮り方するのはちょっとふさわしくないのかなというふうなことで、議会部分については諮問に上げていない。

滝沢 武司 そんなふうに勝手にやられると何て言ってみようもないのだけれども、同じに歩んできたものの片方は今回取り上げる、片方は取り上げないということのはっきりしたその理由を示してもらわないと、議会としては困るわけだ、議員としては。平成 20 年 4 月には、みんな一斉にしたではないかと。

小杉委員長 7 番委員、議会事務局長が答弁求めている。

事務 局長 よろしいか。今議員の報酬について、諮っていないということについては、私も引き継ぎがあるのだけれども、議員の報酬については議員定数の関係の見直しとともにこれから諮っていくということで引き継ぎを受けていて、今回、今年度だけれども、その関係の審議内部でなされていないので、議会のほうの報酬についてはまだ報酬等審議会のほうには出さないということで、こちらのほうからもちょっとお話はさせていただいているところである。

滝沢 武司 ちょっと私の聞いたのと違うのだ。私は、諮問の関係を聞いているわけ。今答申は、なるほど、今のようなことなのだろう、きっと、内容わからないから。だから答申のときに入れたのかと言ったら、いや、議員のほうは入れないと言うから、それはおかしいではないかということ聞いたわけ。

事務 局長 諮問、具体的にいついつするというふうに話を私のほうでも事務局でも聞いているが、その際に今回は議員については、特に具体的な金額等も内部のほうではまだ当然削減等の話等はあわせて協議されていない中で出すわけにはいかないの、今回はお出しにならないでくださいというふうなことを事務局のほうからも議会のほうからも諮問前に申し上げているような実情である。

滝沢 武司 何か内輪もめみたいで悪いけれども、定数とのかかわりということで今話出ているわけ。定数のことについても、それから報酬のことについても、会派代表者会でも全員協議会でも一言も触れていないわけだ。だろう。今までやった定数との関係で、議員報酬をどうするか、連動させようねとか何とかなんていう話は一切していないわけ。そうすると、今の答弁というのはちょっと理解しにくいものだから。それは、

後からまた聞くことにして、やっぱり今のようなことで諮問した内容、それから諮問に沿って答申をされた内容、こういったものやっぱりきちっとそれぞれ関係するものには出す必要があるのではないかと思うのだ。ただ何千円アップだとか何%だとかということ、新聞で見るしかないというのは私は非常にうまくないと、この点はやっぱりもっと丁寧なやり方をする必要があると思うのだが、どうなのだ。

総務 課長 ご指摘のとおり、丁寧でないかどうかという判断は別として、やはり開かれた行政運営を行うべきだろうというふうに思っているので、参考にさせていただきたいと思う。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 28 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 16 議第 29 号 旧村上市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 教育長の給与については、昨年地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例を整理している。その後、在任特例の教育長の給与について改正するものである。議第 27 号及び議第 28 号と同様に、改正後の国の特別給与法の期末手当の支給月数に準じ、現在在職する教育長の期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げるものである。また、特別職、今ほど案件あったが、特別職報酬等審議会が市長及び副市長の給与月額を引き上げるよう答申した趣旨にのっとり、現在在職する教育長の給与月額を平成 28 年 4 月 1 日から引き上げるものである。以上である。

（質 疑）

滝沢 武司 村上市の場合だと、第 1 集と第 2 集ということで例規類集というのが厚々としたのがあるよね。あそこ私一生懸命探したのだ。この旧村上市教育委員会と、この条例、そしたらなるほど、あった。「旧」のつかない村上市教育委員会教育長の給与ずっと、一番最後の附則の欄外にこの表題のが見えた。もちろんこれは、去年の 4 月だったかな、何月だったかに、6 月かな、廃止をして、新たな条例として地教行法の関係で提案されて議決されたと。だから「抄」というてへんに少ないというので、附則のところにとちょっとあったわけ。それ見ると、ここにあるような条例がないわけだ。書いていないわけ。後でごらんになってください。金額の関係も、それから

手当の関係もないというふうに思うのだ。やっぱりこれは、教育長の権限、地教行法の改正の関係で必要でなくなった部分とか新たに加わった条例改正の際に、片方は廃止するのだけれども、新しい教育長になったときに適用されるという附帯事項があるものだから、一旦落としたのだらうと思うのだけれども、今回のようにこうやって適用される場合があるわけだ。それが例規類集に載っていないということになると、ちょっとやっぱり問題だらうと思うのだが、条例の関係でお伺いする。

総務 課長 それでは、危機管理係長に答弁いたさせる。

危機管理室係長 今お尋ねの内容は、旧村上市教育委員会教育長の給与に関する条例が例規類集の中にないというご質問だと思うのだが、例規類集の中にはそのような内容のものはない。というのは、昨年の方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にともなって、在任特例ということで、その現時点で教育長の在任中については旧法が適用されるというような経過規定がある。議員ご質問のとおり、その中で従来あった村上市教育委員会教育長の給与に関する条例等については廃止したのだが、その附則の中で在任特例中についてはなおその効力を有するというで条例の改正をしている。その場合、なおその効力を有するという廃止された条例を直す場合については、技術的な問題として「旧」という言葉をつけて改正するということになっているので、この条例案の議案の中では旧村上市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例というようなやり方で直すということである。

滝沢 武司 わかるのだ。わかるのだけれども、一旦廃止にした。だけれども、これはそのうち何かにひっかかるかもしれないと、変えなければならぬ部分が出てくるかもしれない、取り扱いの上で。そういうのがただ何か抄というようなことだけでみんな片づけられるのは、まだ生きるかもしれない、今回のように。それをそんな取り扱いでいいのかななんて思ったものだから聞いたのだ。他意はない。気持ちはよくわかる。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 29 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉和也君）休憩を宣する。

（午前 11 時 02 分）

（午前 11 時 15 分）

委員長（小杉和也君）再開を宣する。

日程第 17 議第 30 号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案は、昨年の新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、本市においても職員の給与条例について改正を行うものである。昨年の新潟県人事委員会の給与勧告に準じて、本市においても職員の給与条例について行うものであって、改正内容といたしては、給与表の平均 0.4%の引き上げ及び勤勉手当の支給月数の 0.1 月分引き上げを平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼって適用するものである。また、第 2 条は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う法律の項ずれのほか、人事評価の実施に伴う条文、特別職務分類表の規定、勤務 1 時間当たりの給与額算出、行政不服審査法の改正に伴う規定条項の改め、勤務手当支給割合の調整、単身赴任手当の基礎額及び加算額等の改正であり、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものである。以上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 30 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 18 議第 31 号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 本案については、2020 年東京オリンピック、パラリンピックを活用した地域活性化推進市長連合の取り組みの一環で、本市からも職員の派遣が可能となった場合に移転料の支給ができるよう条文を追加するものである。以上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 31 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 19 議第 32 号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 板垣恵一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

消 防 長 それでは、議第 32 号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案については、平成 27 年 11 月 13 日に公布された対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部を改正する政令において、対象火気具等の取り扱いに関する条例の基準が見直されたことによって、火災予防条例の一部を改正するものである。その内容としては、別表 3 の厨房設備のうち、従前から規定されているコンロ及びグリル付コンロに加えて、グリドル付コンロについても同様の離隔距離を設けることとした。また、電気コンロ、電子レンジ、電磁誘導過熱式調理器と種別していたものを電気調理用機器の 1 種別にまとめて離隔距離を表示した。追加訂正箇所については、新旧対照表の 75 P から 77 P、95 P から 98 P をごらんください。以上、ご審議をお願いいたします。

（質 疑）

滝沢 武司 随分いっぱいこと表があるのだけれども、これまでの一般家庭でやってきたことが今回こういうふうになるよと、その大変わりするようなところはあるか。

消 防 長 今回の改正については、皆さんご存じだと思うのだが、ガスのグリルつきの魚焼き器あるね。あれ直火で焼いていたのだが、最近は直火で焼く直火の上に鉄板が配置されたものが出回っている。それがいっぱい出回ったために追加するのが今回の改定である。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 32 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 20 議第 33 号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 板垣喜美男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

財政 課長 議第 33 号は、一級河川荒川の堤外地に存する土地で、登記簿上の所有者が大字福田

区となっている土地であり、現在当該地は村上市の財産として把握していない一方で納税義務者を福田区としており、実態と登記が合わない状況となっている。このたび大字福田区から当該地の区の管理地とするため、譲与申請が提出されたことから、譲与手続をとり、所有権の所在を明確にするものである。以上だ。

(質 疑)

渡辺 昌 次の 34 号とも関連するのだけれども、この市有財産を集落に譲渡する場合、相手先の集落が地縁団体になっていなければならないと思うのだけれども、これは譲渡と地縁団体との申請というのはセットで行われたものだろうか。

財政 課長 認可のほうが先になる。認可地縁団体となるのが先に、一緒ではない。

渡辺 昌 順番はそうだったけれども、今回かなり前から地縁団体になっていたのだろうか。

財政 課長 この 3 筆については、登記簿の表題部というのがあるけれども、保存登記はされていなくて、表題部のところに福田区というふうに、本来そういう登記名義人で登記することって余りないのだけれども、一定の時期そういう時期があって、表題部にそういう登記をされていたというところだ。

渡辺 昌 済まない。なぜこういう質問したかという、自分も集落の役員のときに塩野集落の集会所を地縁団体の手続して譲渡したのだけれども、そのとき地縁団体になるための規約とか総会の持ち方で、それみんな市の担当のほうからひな形もらってやったのだけれども、そのとき総会の表決の持ち方、議決する場合に集落だと今まで 1 軒 1 票のやり方でやったのだ。それがこの地縁団体の規約だと構成員ということで、未成年含むかどうか、そこまでちょっと忘れたのだけれども、1 軒の家族みんなが構成員になって、こんなことやったら総会の持ち方大変だよという話したのでだけれども、そのときの担当者の話は今までのやり方でいいよという説明あったので気楽に、気楽と言えばあれだけれども、その指導によってやったのだけれども、今回自分の集落でちょっと規約を改正する手続やらなければならなくなったときに、それ担当のところに行ったのだけれども、規約にそうなっているのでそうやらなければいけないのではないかみたいな返答があったようなのだ。その詳しいやりとりはわからないのだけれども、その辺のところもうちょっときちんとしていただきたいと思うのだけれども、現状どうなのだろうか。

自治振興室長 今ご質問あった認可地縁団体の件については、原則として法律上、構成する 1 名、大人から子供まで全て 1 名が 1 票を持つということになっている。だが、運用上かなりタイトな部分があるということは十分認識している。実際の運用においては、軽微な議決については従来どおり 1 世帯 1 票等を用いても構わないよというふうに指導させていただいている。ただ、重要な案件については、構成員の票をとっていただくということをお願いしている。ただ、総会等の出席等について、全員参加というのはかなりシビアなものがある。そこで、運用としてはおおむね 3 分の 2 以上出

席している場合は可とするなどとして、運用上その辺は緩和して行っているというのが実態である。

三田 敏秋 これは堤内か。

財政 課長 堤外だ。

三田 敏秋 これは、3筆合わせてもわずかな面積だけれども、旧福田区で何か使用目的あって、そしてそこへつけ加えたのか、市有財産として。

財政 課長 本来福田区が管理している土地なので、本来そちらの所有となるべき土地という認識である。認可地縁団体ができていれば譲与ができるわけだけれども、できていなければできないという形なので。

三田 敏秋 今これ地目が雑種地となっているけれども、福田区では何か使用しているのか。

財政 課長 詳細なところを管財係長に。

管財 係長 今ほどのご質問なのだけれども、福田区では現在草刈り等をして維持管理をしているというふうに伺っている。以上だ。

三田 敏秋 そうすると、今別に福田区として使用しているというような土地ではないわけだね。

財政 課長 そのとおりである。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 33 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 21 議第 34 号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 板垣喜美男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

財政 課長 議第 34 号は、行政改革大綱後期実施計画に基づき、黒田集会施設を関係地縁団体である黒田区に譲与するものである。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 34 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 22 議第 35 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 36 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 37 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 38 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 39 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 40 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 41 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 42 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議第 43 号 公の施設に係る指定管理者の指定について及び議第 44 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを一括議題とし、担当課長（自治振興課長 佐藤勝則君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

自治振興課長 それでは、議第 35 号から 44 号まで提案理由を説明させていただく。議第 35 号においては、北田中集落開発センター、議第 36 号では北黒川集落開発センター、議第 37 号では大沢集落開発センター、議第 38 号では温出地域農村研修センター、議第 39 号では下大鳥ふれあいセンター、議第 40 号では堀ノ内ふれあいセンター、議第 41 号では府屋駅前ふれあいセンター、議第 42 号は間瀬集落センター、議第 43 号では小俣集落センター、最後に議第 44 号、上中島集落センターでの施設であって、いずれも公の施設に係る指定管理の指定である。いずれの施設についても、集落集会施設であることから、その使用形態を鑑み、公募によらず各集落を指定管理者として指定するものである。なお、指定期間はいずれも平成 28 年 4 月 1 日より平成 32 年 3 月 31 日までとしているが、議第 35 号、北田中集落開発センターから議第 43 号、小俣集落センターの 9 件については、指定期間満了前においても集落との移譲合意がなされたら速やかに移譲する予定である。また、議第 44 号、上中島集落センターについても、当該施設建設に係る起債償還がこれが平成 31 年 9 月をもって償還終了となることから、これについては平成 32 年度より集落へ移譲する予定となる。以上、説明終わる。

（質 疑）

佐藤 重陽 今課長から説明あったように、今回の公の施設の指定管理というのは、基本的に集会施設だということなのだけれども、これを譲与しないというのは、やはり先ほどの話ではないけれども、地縁団体でないという、そういう体制をとれないということから来る指定管理の指定なのだろうか。それによって、今後の施設の維持管理方法が変わってくるのかなと。要するに、譲与されたところはもう自分たちで自前で今後維持管理していかなければいけない。指定管理である間は、いつまでも市が維持管理を見ていかなければいけないと、そういう問題が出てこないのかなと、その辺ちょっとお聞かせ願いたいのだが。

山北支所長 私のほうから前の 9 件についてお答えいたす。私どものほうでも先ほど委員言われる

ように、地縁団体をつくってもらうように説明等回っている。ただ、やはり集落内で役員等がなかなか理解できなかったりして、まだ今のところ地縁団体をつくるところまで行っていない。今後も引き続き丁寧に説明をして、地縁団体をつくるように説明等をしていきたいと思う。また、維持管理については、地縁団体もまたそれぞれ譲渡したところも同じである。

小杉委員長 もう一回、指定管理と譲与したものの管理の仕方だろう、4番委員。

山北支所長 管理の仕方はほぼ同じということで認識している。

佐藤 重陽 ごめんなさい。ということは、ほぼ同じということは、簡単に言うと指定管理を受けたところも、例えばガラスが割れたら自分たちで入れかえなければいけないよと、こういうことか。

山北支所長 集落集会施設の助成制度があつて、それらを使って修繕するというような扱いになるので、担当のほうはちょっと企画のほうになるかね、と思うけれども、基本的にはそのような修繕に関しては同じような形態をとっていくと。また、使用料、今の指定管理についても料金等は無料でやっているの、内容的にまず同じというようなことで私理解している。

朝日支所長 議第 44 号だけ朝日地区の上中島であるが、これは地縁団体登録済んでいる集落だが、起債の償還がまだ残っているということでの指定管理の延長である。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、順次、討論ののち、起立による採決を行った結果、いずれの議案も討論なく、議第 35 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 36 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 37 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 38 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 39 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 40 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 41 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 42 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 43 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第 44 号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 23 議第 63 号 平成 27 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、担当課長（政策推進課参事 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

政策推進課参事 議第 63 号 平成 27 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）である。

歳入歳出予算に 160 万を増額補正させていただき、総額で 4 億 6,460 万の補正増額を

お願いするものである。内容についてご説明申し上げる。7、8 Pの歳入であるが、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 160 万円の増額補正をお願いし、総額で 3 億 7,201 万 8,000 円の補正をお願いするものである。次に、9 P、10 Pに歳出であるが、1 款 1 項 1 目一般管理費については、給与改定に伴う調整である。2、施設管理費で朝日地区の施設管理維持管理経費で 142 万円の増額補正をお願いするものである。これについては、光伝送路引き込み線等の修繕に係る年度末までに不足が生じる見込みであるので、増額補正をお願いするものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 63 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 24 議第 4 号 平成 28 年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（財政課長 板垣喜美男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 予算書の 229 Pからになるが、議第 4 号は土地取得特別会計の予算案である。予算の総額は、前年度と同額の 6 万円である。歳入では、第 1 款財産収入で土地開発基金運用収入 5 万 7,000 円を計上し、土地売払収入、土地開発基金借入金及び雑入をそれぞれ 1,000 円項目計上いたした。歳出では、第 2 款諸支出金で土地開発基金利子積立金 5 万 7,000 円を計上し、償還金 1,000 円を項目計上したほか、第 1 款財産取得費及び第 3 款予備費においてもそれぞれ 1,000 円を項目計上いたした。なお、土地開発基金の平成 28 年度末現在高見込み額は 3 億 2,508 万 8,183 円となる見込みだ。内訳といたしては、現金 2 億 4,120 万 7,212 円、土地で 8,388 万 971 円である。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 4 号について

は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 25 議第 5 号 平成 28 年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（政策推進課参事 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

政策推進課参事 それでは、予算書の 239 Pをお開きください。平成 28 年度村上市情報通信事業特別会計予算である。予算総額は、5 億 520 万円となっている。歳入歳出の内容についてご説明を申し上げる。246 P、247 Pのお開きいただきたいと思う。歳入であるが、分担金負担金として情報通信施設負担金 55 万円を計上いたした。そのほか使用料といたして、総額で 5,507 万 2,000 円を計上いたした。これは、前年度と比較して 1.5%の減となっているが、基本的には世帯数の減等の総体的な減少見込みに伴うものである。3、繰入金であるが、繰入金では一般会計繰入金といたして、前年度と比較して 2,662 万 8,000 円の増という大幅な増額となったが、4 億 2,207 万 8,000 円を計上いたした。増額の主な要因については、山北地域における入れかえが平成 27 年度で完了いたした。それに伴って、システム関係が入れかえの 1 カ月分だったのだが、通年分を見込むこととなったために大幅な増額となったものである。そのほか 5、諸収入で 2,749 万 4,000 円を計上させていただいた。続いて、歳出のほうに移らせていただく。248 P、249 Pをお開きいただきたいと思う。1 款 1 項 1 目一般管理費については、3,708 万 5,000 円を計上いたした。前年度から 268 万 7,000 円減のマイナス 6.8%となっている。続いて、人件費については、職員分の人件費である。それから、2 目施設管理費である。失礼いたした。戻っていただいて、1 の情報通信事業一般管理経費であるが、増減の主な項目といたして 7 項目め、告知端末再設定手数料が再設定台数の増によって、前年度と比較いたして 163 万 2,000 円増の 246 万 6,000 円を計上させていただいた。12 項目めの工事補修等材料費が前年度計上いたしたブースターアンプ 1 台がなくなったことによって減額されている。続いて、2、施設管理費であるが、施設管理費の山北地区維持管理経費 9,983 万 4,000 円を計上させていただいた。これについては、前年度と比較して大幅な増となっている。増減の主な理由といたしては、3 項目め、修繕料、前年度比 150 万減の 1,050 万円を計上いたした。また、9 目め、告知端末機借上料に前年度と比較いたして 1,123 万 2,000 円増の 1,684 万 8,000 円を計上させていただいた。また、12 項目め、システム使用料に前年度と比較して 1,197 万 7,000 円増額の 1,801 万 5,000 円を計上させていただいた。また、13 項目め、情報センター等機器リース料に前年度と比較して 351 万 4,000 円増額の 3,887 万 1,000 円を計上させていただいた。この告知システム関連の 4 項目で、前年度と比較して 5,928 万 7,000 円増の増額となっている。また、14 項目めに工事請負費といたして 379 万 6,000 円を計上させていただいたが、これは鶴泊トンネル工事に伴うケーブル架設工事と山北センターの空調機の修繕工事によっ

て増額となっている。続いて、249 Pの下段から朝日地区の施設維持管理経費であるが、これは例年どおりの維持管理経費となっている。それから、250 P、251 Pをお開きください。中段3、神林地区施設維持管理経費といたして1,324万3,000円を計上いたしました。これも前年度比微減と、ほぼ前年並みの経費となっている。以降、2目では公債費、起債償還元金2億611万4,000円、利子といたして1,087万7,000円を計上させていただいた。予備費は、前年度と同額の300万である。予算書の239 Pのほうにまた戻っていただきたいのだが、第2条で債務負担行為の補正をさせていただいた。これについては、先ほど申し上げた鵜泊トンネル工事に伴う情報通信施設の移設に関して、工事施工のほうが平成29年度末までに見込まれると、ちょうど工事の契約が平成28年度中に債務負担の行為の議決をいただいて契約はいたすが、支払いが平成29年度になるということが見込まれるので、当初予算で債務負担行為の補正を計上させていただくものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第5号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（小杉和也君）閉会を宣する。

(午前11時53分)